

令和5年度「正規雇用採用力向上モデル事業」

業務委託企画コンペ実施要領

本公募は国及び県の本予算成立及び本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものです。国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 委託事業名

正規雇用採用力向上モデル事業

2 目的

正規雇用を検討しているが人材確保等が課題となっている県内中小企業に対し、採用コンサルタント等の専門家を派遣し、採用活動や労働環境等に関する相談を行うとともに、求職者とのマッチングの機会を設けることにより、正規雇用の促進による雇用の質の改善を図る。

3 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日

4 委託契約額の上限

23,106千円（消費税及び地方消費税を含む）

※当該金額は、企画提案のために提示する金額であり契約金額ではない。

5 委託業務内容、企画提案内容等について

別添「企画提案仕様書」のとおり

6 参加資格

次の要件を全て満たす法人または複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1) 沖縄県内に事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合せに円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は、構成員のうち1者以上がこの要件を満たすこと。
- (2) 地方公共団体等から企業等の雇用に関する相談・支援業務若しくはそれに類似する業務の委託を過去3年以内に受けたことがあり、かつ、職業安定法（昭和22年法律第141号）に定める「職業紹介事業者」であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうち1者以上がこの要件を満たすこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

- (4) 本業務を履行することができる体制が整備されていること。コンソーシアムの場合、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。コンソーシアムの場合、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (6) 以下の要件のいずれにも該当する者でないこと。コンソーシアムの場合、構成員の全てが以下のいずれにも該当する者でないこと。
- ア 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (7) 県税、消費税及び地方税の滞納がないこと。コンソーシアムの場合、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (8) 労働関連法令を遵守していること。コンソーシアムの場合、構成員の全てがこの要件をみたすこと。
- (9) コンソーシアムの場合、コンソーシアムの中に管理法人を1者置くものとする。管理法人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。管理法人は以下の要件を満たすこと。
- ア 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- イ 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
- (10) コンソーシアムの構成員として企画コンペ参加申込みを行う場合は、以下の要件も満たすこと。
- ア コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- イ コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。

【参考(7(2)関連): 地方自治法施行令第167条の4第1項】

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号

のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

7 スケジュール

(1) 質問事項受付期間

- ・企画公募の日から令和5年2月21日（火）17時まで
- ・沖縄県電子申請システムにて申し込むこと。申請を受け付けた旨のメールが到着するので確認すること。
- ・質問のあった事項については、最終回答日までに雇用政策課ホームページに掲載する。
- ・最終回答は令和5年2月24日（金）を予定。

(2) 企画コンペ参加申込書及び企画提案書等の提出期限

令和5年3月2日（木）17時（厳守）

- ・下記の書類を、持参もしくは書留郵便による送付（必着）により提出すること。
※提出場所：沖縄県商工労働部雇用政策課（沖縄県庁8階）

「企画コンペ参加申込」

- | | |
|--|----|
| ① 【様式1】 企画コンペ参加申込書 | 1部 |
| ② コンソーシアム協定書（コンソーシアムの場合に限る） | 1部 |
| ③ 【様式2】 会社概要表 | 1部 |
| ④ 【様式3】 業務実績 | 1部 |
| ⑤ 職業紹介事業者の許可証（写） | 1部 |
| ⑥ 貸借対照表（直近3期分） | 7部 |
| ⑦ 損益計算書（直近3期分） | 7部 |
| ⑧ 会社概要がわかるパンフレット等（任意様式） | 1部 |
| ⑨ 誓約書（上記6 参加資格（4）～（7）関係） | 1部 |
| ⑩ 県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類 | |
| ア 都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書（発行後、3か月以内のもの） | 1部 |
| イ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納税額がないことの証明書（発行後、3か月以内のもの） | 1部 |

※③～⑩について、コンソーシアムの場合は構成員ごとに提出すること。

※④について、上記6 参加資格(2)の内容が確認できるものとする。

※⑩について、企画提案者が雇用政策課の別事業へ企画提案を行い、原本を提出する予定がある場合については、写しを提出し余白に原本を提出した事業名を記載すること。なお、原本提出が確認できない場合は、参加できない場合もある。

「企画提案書等」

- ① 【様式4】 企画提案応募申請書 1部
- ② 企画提案書 7部
- ③ 実施体制図 7部
- ④ 【様式5】 経費見積書 7部
- ⑤ 【様式6】 提案内容説明資料 1部

※②～④は、セットでフラットファイルに綴り提出すること。

※⑤については、同期限までに沖縄県電子申請システムにより電子ファイルでも提出すること。

(3) 第一次審査（書類審査）

結果通知日：令和5年3月7日（火）（予定）

- ・雇用政策課において、書類による一次審査を行い、選定された業者に対してプレゼンテーションの時間を通知する。

(4) 第二次審査（プレゼンテーション）

日時：令和5年3月15日（水）午前（予定）

場所：沖縄県庁1階第1会議室

※変更等する場合は別途連絡する。

※書面審査に変更する場合がある。

(5) 第二次審査結果通知（委託予定業者決定通知）

沖縄振興特別推進交付金の交付決定日以降

- ・第二次審査に参加した者（コンソーシアムの場合は管理法人）に電話で結果を通知するものとする。

8 委託企業の選定方法

第一次審査（書類審査）は、雇用政策課において【様式6】提案内容説明資料及び企画提案書の内容を審査する。

第二次審査（プレゼンテーション）については、委託業者選定要領に定める選定委員会において各企業の企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を審査し、最も優れた提案者を決定する。

なお、採否についての異議申し立て等は受け付けない。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等については、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案

- し、協議により変更することがある。
- (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項(※)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (6) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
- ①提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
 - ②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③本要領に違反すると認められる場合
 - ④審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - ⑤その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (7) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県商工労働部雇用政策課と受託業者とで別途協議して決めることとする。

※ 契約保証金について 【沖縄県財務規則(抜粋)】

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

10 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階
沖縄県商工労働部雇用政策課 雇用対策班 担当：泉
電話：098-866-2324 F A X：098-866-2349
E-mail：aa059100@pref.okinawa.lg.jp